

ロッカー型クラウドサービスに対する意見

1. 【総論】

配信型（タイプ1およびタイプ3）については、すべて権利者とクラウド事業者との間で締結される利用許諾契約による対応で必要十分と考えます。

タイプ4については、権利者とクラウド事業者との間で包括的利用許諾契約を締結するという対応が① 必要なサービス、②-1 不要なサービス、②-2 不要だが包括的利用許諾契約を締結することにビジネス上のメリットがあるサービスとが混在すると考えます。②-2のサービスについては、クラウド事業者が、間接侵害のリスクとエンドユーザの利便性を検討した上で、エンドユーザに代わって、権利者との間で包括的利用許諾契約を締結するか否かを選択するのが適切であると考えます。TVブレイク事件は、サービスの性質自体からすれば、本来は②-1に分類されるものであったと理解されるべきです。

一方、タイプ2については、利用許諾契約による対応はあり得ないと考えます。

2. 【タイプ2各論】

(1) 「汎用ロッカー型」について

そもそも、汎用という名のとおり、エンドユーザが著作物を複製しているとは限らないと考えますが、仮にエンドユーザが著作物を複製しているとしても、自ら汎用ロッカーに置いた著作物を「個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内」（著作権法第30条第1項柱書）において使用すること（私的使用）は、権利者との利用許諾契約（包括的利用許諾契約を含む。）の締結なく可能とすべきと考えます。

エンドユーザによる著作物の共有（私的使用の範囲を超えるもの）がなされた場合であっても、間接侵害が成立するとしてサービス全体を事実上差し止めてしまうのは妥当でなく、クラウド事業者が権利者から個別具体的に著作権侵害の通報を受けた時点で事後的に対応すれば足りると思えます。

(2) 「a コンテンツロッカー型」について

たとえば音源ファイルに特化したコンテンツロッカーのように、商業的コンテンツが取り扱われる可能性のあるコンテンツロッカーであったとしても、コンテンツロッカーは汎用ロッカーの利便性を高めたものに過ぎないため、汎用ロッカー型と同様の扱いとすべきと考えます。

(3) 「b 変換機能付加型」について

変換機能はエンドユーザの利便性を高めるロッカーの一機能に過ぎないのであって、それ自体を単独の類型として切り出す必要性は低いと考えます。そもそも、変換機能によってもたらされる利便性の向上という要素を著作権法で評価する必要性があるのかを議論す

べきではないかと考えます。

また、具体的なサービス事例に MYUTA が挙げられていますが、そもそも自己利用を容易にするデータ・メディアの変換機能については、その技術的困難性の高低に係わらず、著作権侵害にはならないと考えるべきです。

（４）「c スキャン&マッチ型」について

①スキャンの結果、マッチした場合にはプライベート／配信基本型（タイプ1）と同様になるため、クラウド事業者と権利者の間で利用許諾契約を締結すれば足りると考えます。

また、②スキャンの結果、マッチしなかった場合はコンテンツロッカー型（タイプ2）と同様になります。

つまり、本類型はタイプ1とタイプ2に完全に分解して把握できるものであって、あたかもそれらとは別個に法的に評価されるべき類型として切り出す必要がないと考えます。

3. 【タイプ4各論】

タイプ4については、権利者とクラウド事業者との間で包括的利用許諾契約を締結するという対応が① 必要なサービス、②-1 不要なサービス、②-2 不要だが包括的利用許諾契約を締結することにビジネス上のメリットがあるサービスとがありますが、サービスがこれらのいずれに分類されるのかを検討するに当たっては、間接侵害の成立範囲が明確になっている必要があると考えます。

間接侵害の成立範囲が不明確なままでは、クラウド事業者は、間接侵害の成立により事実上サービスが差し止められてしまうというリスクを過大評価せざるを得ず、その結果、本来は不必要なはずの包括的利用許諾契約を締結してその負担をエンドユーザに転嫁することを強いられたり、タイプ4のサービスを提供すること自体に消極的となってしまうりするおそれがあります。個別事案ごとに裁判所の判断を仰ぐのではなく、間接侵害の成立範囲を法律において明確に定めることにより、予見可能性を高めることが必要と考えます。

以上のような事態を避けるため、間接侵害法制の立法化を期待します。

以 上